

第8章

「不安定就労・不安定住居者」に「既存の施設」は対応できるのか？

「保護施設」職員
山下 銀二

8.1 はじめに

約3年前、当時求職中であった私は、無料の求人情報誌で見つけた「日払い」の仕事に就いていた。大手家電メーカーの工場で、新製品の電子レンジのドア部分を組み立てる仕事だった。工場全体では大きく5つのラインに分かれていて、それぞれ30人くらいの労働者が働いていた。年齢はまちまちで、男女20歳代から50歳代までまんべんなく働いていたように思う。

私より先に働いているので、長く働いているのかと思っていたが、よく聞いてみると、長い人でも3か月くらいで、このラインが出来てから働き始めたということであった。仕事の継続は流動的で、生産目標によって人員が決められ、明日からは仕事が無いということもしばしばで、工場で働いているが基本は「日雇い労働」なのだ。

メーカーの下には製造を請負うための子会社があり、その下に比較的大手の派遣会社が入っていて、もうひとつ下に労働者を供給する会社が入っている。雇用形態は、「派遣」ではなく「業務請負」である。指揮命令はメーカーの子会社の社員が行っており、問題になっている「偽装請負」。おまけに「二重派遣」だ。

私が登録していた会社は、派遣業の登録もしておらず、「業務請負」という形の労働者供給を行うことを専門にしている会社だった。交通費も出ないうえに、「安全協力費」という名目で1日につき200円ピンハネをされており、実質手取りは5,800円（税込み）ほどにしかない。そんな低賃金のうえに不安定な労働に従事し、その収入がすべてだという労働者がたくさんいることに驚いた。

遊んでいても仕方が無いので、小遣い稼ぎのつもりでいた私などは少数派で、30年ほど昔に働いたことのある日払いの製本のアルバイトを思い出した。「ワケ有り」の人が働いており、お互い会話も無く、疲れ果てうらぶれた雰囲気のある漂う職場を思い出した。家電メーカーの工場との違いは、大きな印刷会社だが直接雇用されている「臨時工」だったことだ。

私が働いていた家電メーカーの工場もそんな雰囲気、昼食などは社員とは別の薄汚れた食堂をあてがわれるなど区別されていて、みんな無口で、工場の床にダンボールをひいて休憩するというのが当たり前だった。1か月ほど働いたが、突然、「明日から待機して下さい」ということで、仕事をクビになったのをきっかけに、そこを辞めることになった。

こんな悲惨な前近代的な労働を強いられている現状を見て、このようなことが当たり前になっていくと大変な事態になるなあとには思ったが、当時は、「日雇い派遣」や「ワーキングプア」ということに、それほど深く考えることもなかった。しかし、現在の職（ホームレス自立支援施設や生活保護施設の）に就き、「生活困難な人たち」の支援をする側になって、マスコミなどでの「ネットカフェ難民」の取り上げられ方に違和感を持ちつつ、しかしながらも、テントや小屋がけなどで生活する野宿者問題とは違うかたちで現れた「新たなホームレス問題」として看過することは出来ないな、と思うようになった。

そんなおり、大阪における「不安定就労・不安定住居者」の「聞き取り調査」が行われ、調査から野宿直前か野宿状態にある、「ホームレス予備軍」としての層の存在が見えてきたことなどや、また最近、「保護施設」などの入所者に野宿経験が短いかまったく無い人が少なからずいることもあり、積極的な対策を急ぐ必要があり、それに対して既存の「保護施設」などが、どう役立てるのか考えていく必要があると思った。

分析的なあるいは研究的な報告については、私の能力の許容を超えるので、もっぱらここでは、現場からの「声」というか、私が働くような「保護施設」などに何が出来るのか、あるいは何が足りないかについて述べてみたい。

8.2 「保護施設」あるいは「自立支援センター」では何が行われているのか

ここで取り上げる「保護施設」とは、生活保護法第三十八条が定めるところの「救護施設」「更生施設」「医療保護施設」「授産施設」「宿所提供施設」のうちの、「更生施設」である。特に、大阪市では「釜ヶ崎対策」としての役割が大きかった。「大阪市立更生相談所条例」の改定があり、各区保健福祉センターよりの直接の入所が可能になり、釜ヶ崎を拠点とする日雇い労働者だけでなく、詳しくは述べないが様々な生活困難をかかえる人たちの受け入れの割合が増えつつある。

「教科書」的にいうと、「身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ生活扶助を行うことを目的」とするのが「救護施設」で、「身体上または精神上の理由により養護及び生活指導を必要とするよう要保護者を入所させ生活扶助を行うことを目的」とするのが「更生施設」で、文面ではその違いがよくわからないが、要するに障害の重さや生活困難の度合いの違いがあり、「更生施設」の場合には就労自立にむけた指導にも努力しているのが特徴的である。

独自のルートで開発した就労への援助があり、職業紹介所との連携などもある。なかには就労指導の専門部署を設けている施設もある。入所者へは就労のための「貸与金」制度や、就労に伴う「食費」の補助などもある。生活指導や援助では、借金問題や法律問題の解決のための援助や、施設への住民票異動により住所を定めるなどもしている。また退所時には、新たな住居を確保する援助や、どうしても就労自立が困難な人には居宅保護申請の援助も行う。また、退所後のアフターケアとしての「通所事業」もある。専任の相談員が配置され、退所者への継続した援助にあたっている。高齢に伴い介護が必要になった退所者に対して介護事業所の情報の提供、日常生活の見守りや、アルコールやギャンブルで生活破綻寸前になった退所者への援助などもある。なかにはOB会を組織し地域でのボランティアや、施設を地域の行事に提供している施設もある。

このように、ありとあらゆる利用者のニーズに応える態勢がつくられている。また、様々なニーズに対応するための社会資源とのネットワークを作る努力もされているのも大きな特徴である。それに「施設」という、物理的にも人的にも「拠点」としての機能を持っていることである。

ちなみに大阪市内には、「市立更生相談所一時保護所」と公設民営の「大淀寮」「淀川寮」の3か所の「更生施設」があり、定員は395名だ。また、「救護施設」は10か所、1,068名の定員がある。大阪府下や、大

阪に本部がある法人が持つ他県にある施設を入れると 3,000 名近くなる。

次に、「自立支援センター」ではどうだろうか。

大阪市では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が 2002 年に施行される以前の 2000 年には 3 か所がオープンし、2006 年に 2 か所増設され、全体で 490 名（大阪市健康福祉局の発表による）の定員となっている。入所期間は基本的に 3 か月で 6 か月までの延長があり、就労による自立をめざしている。

公共職業安定所からの出張窓口や、運転免許証やホームヘルパー資格の取得のための技能講習があり、就労開拓員も各自立支援センターに配置され、就労自立のためのサポートが行われている。また、「更生施設」で行われているような様々なサポートも行われている。就労のための住所（住民登録）設定や、借金問題の解決など法律問題も「大阪弁護士会」の協力で各自立支援センターでの法律相談や、健康問題でも単給による医療扶助があり、多様なサービスがおこなわれている。自立訓練のためのサテライト型の施設も、今年度から 2 か所になった。詳しくはふれないが、そのサービスについても各自立支援センターのもつノウハウにより、それぞれ特色があり、利用者の各種のニーズに応えられるようになっている。

長々と、「更生施設」と「自立支援センター」が行っていることについて述べてきたが、「聞き取り調査」などからみた「不安定就労・不安定住居者」のニーズに即応できる能力が蓄積されているということだ。うまく「使えば」、有効な施設だということがわかる。

8.3 では、どう使うか使えるか

さて、これをどう活かすかである。こういう施設は、当事者にとっては「敷居」が高い（実はそうでもないのだが）。自分で福祉の窓口へ直接行くか、公園などにいるときに「運よく」巡回相談員に声をかけられなければつながらない。また、入所条件でも「自立支援センター」入所は、当事者が現在「野宿状態」であることが原則条件とされているため、「ネットカフェ」や「サウナ」や「ファーストフード店」などに居ると巡回相談員から声をかけられることも無い。また、大阪市では、「野宿者巡回相談室」から「舞洲アセス」へ、そして各「自立支援センター」というルートが確立されているため、緊急性のあるケースに即応するのは難しい。

また、「保護施設」へのルートは、「体調の不調」を訴えて窓口へ行くか、言葉が悪いが「運よく(?)」病気で倒れでもしなければ、なかなかつながらないだろう。

どちらも区役所へ行くか公園など「巡回」に遭遇しなければならぬ。ましてや、市立更生相談所は釜ヶ崎の中にあり、気楽に行ける様な所に無いのが現状である。梅田や難波の地下街などに相談窓口があれば身近になる。コンビニやネットカフェなどに、相談窓口の案内や使える施策などを載せたフライヤーなどが置いてあれば、もっと身近になるだろう。

宿所提供や食事の提供など緊急対応の必要性がある時など、施設の「本領」が発揮できる。すぐ対応できるベッドはあるし、食事も用意できる。24 時間対応の態勢ができています。母子施設などにあるような「緊急枠」を行政が認めれば、すぐに実行できる。

新たなものでなくても、既存のものに「潜り込ませれば」よいのではないかと。何度も言うようだが、施設には「就労」「生活」「医療」「法律」に関するノウハウが蓄積されている。

困ったときの「生活保護」はその通りなのだが、一時的に「羽を休める」必要がある場合もある。いかにフォローを継続できるかを考えると、「保護施設」や「自立支援センター」の機能を使わないというのは、今ある施策を活用するという点で、得策ではないと思う。

8.4 おわりに

良いことばかりでないのは承知だ。既存の「施設」には、様々な問題点もある。「相部屋」「規則が厳しい」「自由が無い」など、管理・運営面での批判。「保護施設」は、生活保護法による「施設保護」で入所することになるために、「気軽に」入ることが出来るわけではない。テント・小屋掛けでないので、巡回相談に「遭遇」する機会が少ない。自立支援センターには入所期限があるため、ゆっくり出来ない。などなど。

いま、必要（福祉的対応を）としている人がいるなら、「入りやすく（福祉が）」「出やすい（プイッと出るのでなく）」ものが必要だと思う。もっともっと議論を。

この「調査」にしても、すべてではない。大阪における不安定就労の実態、そこに働く労働者の人数や賃金や雇用形態、住環境、地域分布、家族関係など、「不安定就労・不安定住居者」のニーズはどこにあるのかを知るための調査が必要だ。

すでに今年度から、「住居喪失不安定就労者サポート業務」が始まっている。施策が「不安定就労・不安定住居者」にとってより良いものとするために、さまざまな立場からの議論を深めていく必要がある。問題は「入口」と「出口」だ。どちらも結局のところ、この「社会」だということだ。言いたいことは山ほどある。